

## 医療法人慈恵睦会 行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年7月1日～令和6年6月30日までの 3年間

2. 内容

目標1：小学校就学前までの子を養育する職員が、短時間勤務や就業時間の繰り上げ、繰り下げの取得の促進

<対策>

- 令和3年5月 現計画の取得状況・実態の把握、次期計画検討
- 令和3年6月 所属長への周知、職員への周知

目標2：妊娠中の女性職員の母性健康管理について、制度の周知を図る。

<対策>

- 令和3年5月 現計画の取得状況・実態の把握
- 令和3年6月 所属長への周知、職員への周知

目標3：年次有給休暇の取得率を、年次付与数に対し、1人当たり平均50%以上とする

<対策>

- 令和3年5月 年次有給休暇の取得状況を把握
- 令和3年6月 各部署責任者とのヒアリング実施  
部署による取得状況の差の解消を検討
- 令和3年7月 各部署において年次有給休暇の取得計画を策定